

名護市請負工事等の予定価格の事前公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市契約規則（昭和48年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が発注する請負工事及び測量、設計等業務委託に係る予定価格を当該入札の事前に公表すること（以下「事前公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2に規定する随意契約をする場合は、この限りでない。

- (1) 工事請負
- (2) 調査、測量、設計及び工事監理の業務委託

(事前公表の方法)

第3条 事前公表は、一般競争入札の公告に掲載し、又は指名競争入札の指名通知書に記載して行うものとする。

2 事前公表する予定価格は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

(事前公表の期間)

第4条 事前公表した予定価格は、当該入札に係る契約の締結の日までの間、総務部において縦覧に供するものとする。

2 事前公表した予定価格については、何人の求めに応じ、公開するものとする。

(事前公表の特例)

第5条 第2条の規定にかかわらず、事前公表を行うと競争性が損なわれる可能性等がある入札については、名護市建設工事等請負業者選定委員会の設置及び運営に関する規程（平成元年訓令第1号）第2条に規定する名護市建設工事等請負業者選定委員会が認める場合に限り、事前公表を行わないことができる。

2 前項の規定により、事前公表を行わなかった場合は、予定価格を当該入札の事後に公表するものとする。この場合において、公表する予定価格は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

附 則（平成16年4月23日告示第37号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第32号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第58号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月8日告示第160号）

この要綱は、告示の日から施行する。